○成田市民間建築物吹付けアスベスト対策補助金交付規則

平成２４年３月３０日

規則第４０号

（目的）

第１条　この規則は，建築物の所有者等に対し，アスベストの分析調査又は吹付けアスベストの除去等に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより，吹付けアスベストの除去等を促進し，もって建築物におけるアスベストの飛散による健康被害を予防するとともに，生活環境の保全を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この規則において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　アスベスト　労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）第６条第２３号に規定する石綿等をいう。

(2)　吹付けアスベスト　アスベストを含有する吹付け材をいう。

(3)　建築物　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

(4)　所有者等　所有者並びに建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第３条及び第６５条に規定する管理者（区分所有法第４９条第１項（区分所有法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する理事を含む。）をいう。

(5)　事前調査　設計図書，施工記録，維持保全記録，現地における目視等により建築物に施工された吹付け材に係るアスベストの有無を確認することをいう。

(6)　分析調査　事前調査によりアスベストを含有するおそれがあるとされた吹付け材について，市長が別に定める基準により，アスベストの有無及びその含有率を調査することをいう。

(7)　除去等　市長が別に定める基準により，吹付けアスベストについて除去，封じ込め又は囲い込みの措置を行うことをいう。

(8)　１棟　構造的に一体の建築物をいう。ただし，次のいずれかに該当する場合は，それぞれに定めるとおりとする。

ア　区分所有法が適用される建築物で，区分所有者（区分所有法第２条第２項に規定する区分所有者をいう。）が自ら所有する専有部分（区分所有法第２条第３項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のみを単独で分析調査又は除去等を行う場合　当該専有部分を１棟とする。

イ　棟を連ねた複数の住宅又は店舗等で，各住宅又は各店舗等が壁を共通にし，外部への出入り口がそれぞれ別々にある長屋建の建築物の場合

各住宅又は各店舗等を１棟とする。

ウ　構造的に分離されている棟がエキスパンションジョイントで接合され，外観上及び機能上一の建築物と認められる場合　これらを１棟とする。

（補助対象建築物）

第３条　民間建築物吹付けアスベスト対策補助金（次項第２号を除き，以下「補助金」という。）の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は，市内に存する建築物のうち，分析調査にあっては事前調査により吹付けアスベストが施工されているおそれがあるとされた建築物，除去等にあっては吹付けアスベストが施工されている建築物とする。ただし，国，地方公共団体，独立行政法人，地方独立行政法人又は地方公共団体の設立，出資等に係る法人が所有する建築物を除く。

２　前項本文の規定にかかわらず，次に掲げる建築物は，補助金の交付の対象としないものとする。

(1)　過去に補助金の交付を受けた建築物（区分所有に係る建築物にあっては，当該補助金の交付の対象となった専有部分及び共用部分（区分所有法第２条第４項に規定する共用部分をいう。）に限る。）

(2)　国，地方公共団体その他これらに準ずる者による同様の補助金，助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けた建築物

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は，補助対象建築物の所有者等（所有者にあっては，市税を滞納していないものに限る。）とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は，次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金の額
分析調査	補助対象建築物の所有者等が当該補助対象建築物に関して行う分析調査に要した経費のうち，分析調査を実施する機関（以下「分析調査機関」という。）に対して支払う経費（検体採取費，分析費，報告書作成費その他市長が必要と認める経費に限る。）	補助対象経費の額に相当する額（その額に１，０００円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とし，補助対象建築物１棟ごとに２５万円を上限とする額
除去等	補助対象建築物の所有者等が当該補助対象建築物に関して	補助対象経費の額の３分の２以内の額（その額に１，０００

	行う除去等に要した経費（建築基準法に基づく耐火被覆復旧費以外の復旧費及び建築物を除却する場合における吹付けアスベストの除去に係る経費以外の経費を除く。）のうち，除去等を行う施工業者に対して支払う経費	円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とし，補助対象建築物１棟ごとに１２０万円を上限とする額

（交付の申請）

第６条　分析調査に係る補助金の交付を受けようとする者は，分析調査を実施する前に民間建築物吹付けアスベスト対策（分析調査）補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類等を添えて，市長に申請しなければならない。ただし，市長は，公簿等により確認することができるときは，第５号に掲げる書類を省略させることができる。

(1)　補助対象建築物の登記事項証明書その他補助対象建築物の所有者を確認できる書類

(2)　補助対象建築物の所有者が法人にあっては，法人の登記事項証明書

(3)　補助対象建築物の位置図及び平面図

(4)　補助対象建築物及び吹付け材の現状が確認できる写真

(5)　補助対象建築物の所有者にあっては，市税の納付状況を確認できる書類

(6)　分析調査に要する経費の見積書及び仕様書又はそれらの写し

(7)　前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類等

２　除去等に係る補助金の交付を受けようとする者は，民間建築物吹付けアスベスト対策（除去等）補助金交付申請書（別記第２号様式）に次に掲げる書類等を添えて，市長に申請しなければならない。ただし，市長は，公簿等により確認することができるときは第２号に掲げる書類を，補助対象者が分析調査に係る補助金の交付を受けた年度と同じ年度に除去等に係る補助金の交付を申請しようとするときは第１号及び第２号に掲げる書類等を省略させることができる。

(1)　前項第１号から第４号までに掲げる書類等

(2)　補助対象建築物の所有者にあっては，市税の納付状況を確認できる書類

(3)　除去等に要する経費の見積書及び仕様書又はそれらの写し

(4)　分析調査機関が発行した分析調査結果報告書又はその写し

(5)　除去等を行う吹付けアスベストの範囲が分かる図面

(6)　前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類等

（交付の決定）

第７条　市長は，前条第１項本文又は第２項本文の規定による申請があったと

きは，その内容を審査し，補助金の交付の可否を決定し，民間建築物吹付けアスベスト対策（分析調査・除去等）補助金交付決定・却下通知書（別記第３号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の申請）

第８条　前条の規定により分析調査に係る補助金の交付の決定を受けた者（以下「分析調査交付決定者」という。）は，当該分析調査に係る補助金の内容を変更しようとするときは，民間建築物吹付けアスベスト対策（分析調査・除去等）補助金変更申請書（別記第４号様式。以下「変更申請書」という。）に第６条第１項各号に掲げる書類等のうち変更に係るものを添えて，市長に申請しなければならない。

２　前条の規定により除去等に係る補助金の交付の決定を受けた者（以下「除去等交付決定者」という。）は，当該除去等に係る補助金の内容を変更しようとするときは，変更申請書に第６条第２項各号に掲げる書類等のうち変更に係るものを添えて，市長に申請しなければならない。

（変更の決定）

第９条　市長は，前条第１項又は第２項の規定による申請があったときは，その内容を審査し，変更の可否を決定し，民間建築物吹付けアスベスト対策（分析調査・除去等）補助金変更決定・却下通知書（別記第５号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（中止の届出）

第１０条　分析調査交付決定者が補助金に係る分析調査を中止しようとするとき又は除去等交付決定者が補助金に係る除去等を中止しようとするときは，民間建築物吹付けアスベスト対策（分析調査・除去等）中止届（別記第６号様式）により市長に届け出なければならない。

（分析調査又は除去等の期間）

第１１条　分析調査交付決定者は，第７条の規定による交付の決定の通知を受けた日（第９条の規定による変更の決定の通知を受けた場合にあっては，当該通知を受けた日）から４５日を経過する日又は分析調査に係る補助金の交付の申請をした日の属する年度の１月末日のいずれか早い日までに当該分析調査を完了させなければならない。

２　除去等交付決定者は，除去等に係る補助金の交付の申請をした日の属する年度の１月末日までに当該除去等を完了させなければならない。

（実績の報告）

第１２条　分析調査交付決定者は，補助金に係る分析調査が完了したときは，当該分析調査が完了した日から７日を経過する日までに，民間建築物吹付けアスベスト対策（分析調査）実績報告書（別記第７号様式）に次に掲げる書類等を添えて，市長に報告しなければならない。

(1)　分析調査機関が発行した分析調査結果報告書
(2)　分析調査に係る契約書の写し
(3)　補助対象経費に係る領収書の写し
(4)　前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類等

２　除去等交付決定者は，補助金に係る除去等が完了したときは，当該除去等が完了した日から７日を経過する日までに，民間建築物吹付けアスベスト対策（除去等）実績報告書（別記第８号様式）に次に掲げる書類等を添えて，市長に報告しなければならない。

(1)　除去等に係る施工報告書で，次に掲げる書類等を含むもの
　ア　工事の施工状況を記録した写真
　イ　アスベスト粉じん濃度の測定結果
　ウ　廃アスベストの処理に係る書類
　エ　法令等に基づき官公署に提出した書類の写し
(2)　除去等に係る契約書の写し
(3)　補助対象経費に係る領収書の写し
(4)　前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類等

（確定の通知）

第１３条　市長は，前条第１項又は第２項の規定による報告を受けたときは，その内容を審査し，適当であると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定し，民間建築物吹付けアスベスト対策（分析調査・除去等）補助金確定通知書（別記第９号様式）により当該報告をした者に通知するものとする。

（交付の請求）

第１４条　前条の規定による通知を受けた分析調査交付決定者又は除去等交付決定者は，補助金の交付を受けようとするときは，民間建築物吹付けアスベスト対策（分析調査・除去等）補助金交付請求書（別記第１０号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１５条　市長は，偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は，前項の規定による取消しをしたときは，当該取消しを受けた者に通知するものとする。

３　前各項の規定は，第１３条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

（返還）

第１６条　市長は，前条第１項の規定による取消しをした場合において，当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは，その返還を命ずるものとする。

（委任）

第１７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この規則は，平成２４年４月１日から施行する。